

港区バリアフリー
交通安全特定事業計画
品川駅周辺地区

令和4年3月
東京都公安委員会

**港区バリアフリー基本構想における重点整備地区
「品川駅周辺地区」の交通安全特定事業計画**

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」第3条（基本方針）及び第36条（交通安全特定事業の実施）に基づき、港区バリアフリー基本構想に即して、品川駅周辺重点整備地区における交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

記

1 交通安全特定事業を実施する道路の区間（位置図参照）

道路の区間				生活関連施設	
No	路線	通称	区間	特定旅客施設	連絡する施設
1	一般国道15号	第一京浜	港区高輪2丁目21番先から 港区高輪3丁目26番先まで	J R 東日本、J R 東海、京急品川駅 都営地下鉄高輪台駅 J R 東日本高輪ゲートウェイ駅	
2	一般国道1号	桜田通り	港区白金台2丁目26番先から 港区白金台1丁目1番先まで		
3	主要地方道 日本橋芝浦大森線 (第316号)	旧海岸通り	港区港南1丁目3番先から 港区港南1丁目2番先まで		
4	主要地方道 日本橋芝浦大森線 (第316号)	海岸通り	港区港南3丁目9番先から 港区港南4丁目3番先まで		港南緑水公園、港南3丁目遊び場、都立港特別支援学校
5	特例都道 品川埠頭線 (第480号) 特例都道 北品川四谷線 (第418号)		港区港南1丁目9番先から 港区港南4丁目3番先まで		芝浦中央公園、港南子ども中高生プラザ（プラリバ）、たかはま保育園
6	特別区道 第1048号線		港区高輪3丁目1番先から 港区高輪3丁目19番先まで		高輪台小学校
7	特別区道 第1051号線、 第1024号線		港区高輪2丁目2番先から 港区高輪3丁目13番先まで		JCHO 東京高輪病院
8	特別区道 第1050号線		港区高輪3丁目10番先から 港区高輪3丁目9番先まで		高輪台遊び場
9	特別区道 第320号線		港区高輪3丁目16番先から 港区高輪3丁目19番先まで		高輪いきいきプラザ、高輪保育園、高輪児童館、高輪公園
10	特別区道 第314号線、 第317号線		港区高輪2丁目15番先から 港区高輪2丁目15番先まで		泉岳寺前児童遊園

道路の区間				生活関連施設	
No	路線	通称	区間	特定旅客施設	連絡する施設
11	特別区道 第 1193 号線、 第 1194 号線		港区高輪 2 丁目 20 番先 から 港区高輪 2 丁目 21 番先 まで	J R 東日本、J R 東海、京急 品川駅 都営地下鉄 高輪台駅 J R 東日本 高輪ゲート ウェイ駅	シティハイツ車町
12	特別区道 第 243 号線		港区港南 1 丁目 9 番先 から 港区港南 1 丁目 8 番先 まで		こうなん星の公園、子育て ひろばあっぱい港南、品川 駅港南口公共駐車場
13	特別区道 第 1164 号線		港区港南 2 丁目 13 番先 から 港区港南 4 丁目 3 番先 まで		港南小学校、港南小学校屋 内プール
14	特別区道 第 897 号線		港区港南 4 丁目 2 番先 から 港区港南 4 丁目 2 番先 まで		子育てひろばあっぱい港南 四丁目、港南いきいきプラ ザ（ゆとりーむ）
15	特別区道 第 898 号線		港区港南 3 丁目 3 番先 から 港区港南 3 丁目 6 番先 まで		港南和楽公園、港南区書館、 特別養護老人ホーム（港南 の郷）、高齢者在宅サービス センター（港南の郷）、ケア ハウス（港南の郷）、地域包 括支援センター（港南の 郷）、こうなん保育園、港南 中学校、シティハイツ港南
16	特別区道 第 895 号線		港区港南 1 丁目 4 番先 から 港区港南 3 丁目 1 番先 まで		
17	特別区道 第 1119 号線		港区港南 1 丁目 1 番先 から 港区港南 1 丁目 1 番先 まで		
18	特別区道 第 1098 号線		港区港南 4 丁目 5 番先 から 港区港南 4 丁目 5 番先 まで		デイサービスセンターみた て、港南公園

2 道路の区間ごとの交通安全特定事業の内容及び実施予定期間

(1) 路線別

No	路線	事業内容	実施予定期間
1	一般国道 15 号	信号機の改良（音響機能の整備）	令和 4～7 年度
3	主要地方道 日本橋芝浦大森線 (第 316 号)	信号機の改良（音響機能の整備）	同上
4	主要地方道 日本橋芝浦大森線 (第 316 号)	信号機の改良（音響機能の整備）	同上

No	路線	事業内容	実施予定期間
5	特例都道品川埠頭線 (第 480 号) 特例都道北品川四谷線 (第 418 号)	信号機の改良 (音響機能の整備)	同上
6	特別区道第 1048 号線	信号機の改良 (音響機能の整備)、横断歩道の整備	同上
7	特別区道 第 1051 号線、第 1024 号線	信号機の改良 (音響機能の整備)、横断歩道の整備	同上
13	特別区道 第 1164 号線	信号機の改良 (音響機能の整備)	同上
16	特別区道 第 895 号線	信号機の改良 (音響機能の整備)	同上

(2) 全路線共通

事業内容	実施予定期間
1 道路標識及び道路標示の設置に関する事業 (1) 道路標識の適切な補修 必要に応じて実施 (道路標識の高輝度化は既に実施済) (2) 道路標示の適切な補修 必要に応じて実施 (道路標示の高輝度化は既に実施済) (3) エスコートゾーンの整備 (注 1) 必要に応じて実施 2 違法駐車行為の防止のための事業 (1) 横断歩道及びバス停留所付近の違法駐車 of 指導取締りの実施 (2) 歩道及び視覚障害者誘導用ブロック上の自動二輪車等の違法駐車 of 指導取締りの実施 (3) 違法駐車行為の防止のための広報活動及び啓発活動の実施	令和 4 ~ 7 年度 (継続的に実施)

(注 1) 横断歩道であることを表示する道路標示であって、視覚障害者の誘導を行うための線状又は点状の突起を設けるもの。

3 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

(1) 関係機関との連携の強化

交通安全特定事業の実施に当たっては、相互の事業の進捗状況を確認するための関係機関との意見交換を行うとともに、定期的に事業の検討及び点検を行う。

(2) 周辺の交通規制等との整合性の確保

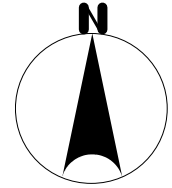
信号機の整備に当たっては、周辺の既設信号機及び横断歩道の位置を把握し、隣接信号機との系統制御を確保するとともに、歩行者の動線によっては信号機、横断歩道の移設等を検討する。

また、交通規制の実施に当たっては、周辺道路へ与える影響を常に調査し、交通流の整序化等が図られるよう、周辺の交通規制等について、必要な見直しを実施する。

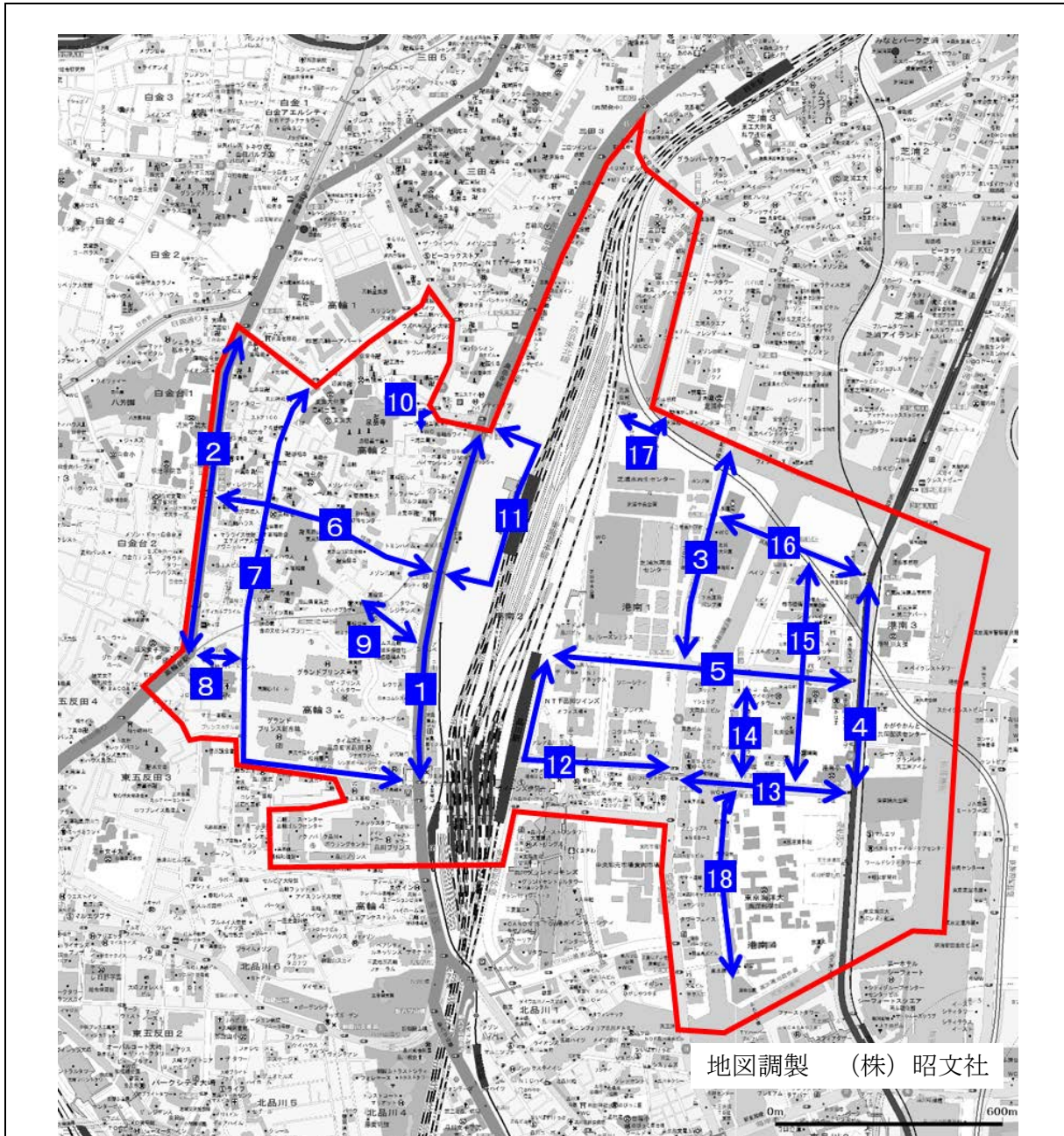
(3) 違法駐車行為の防止のための事業における配慮事項

違法駐車 の 指導取締りに加え、違法駐車行為の防止に資する事業について、関係機関と連携して重点的かつ計画的に実施する。

位置図



区市町村名	港区
重点整備地区名	品川駅周辺地区



<凡例>

- : 重点整備地区
- ↔ : 道路の区間 (生活関連経路)